## 公益財団法人名古屋まちづくり公社地域まちづくり推進要綱

(趣旨)

#### 第1条

名古屋市(以下「市」という。)では、これまで行政主体のハードを中心としたまちづくりや、面的な規制・誘導など全市的な視点でのまちづくりが進められてきたが、今後は、これらの取組に加え、地域ごとの課題や魅力を踏まえたまちの将来像を地域で共有し、まちづくりの計画・ルールづくりから将来にわたる施設等の活用・管理などを、多様な主体が協力しながら進めていくことが求められている。

地域住民等が中心となって、行政等の関係団体と協力しながら、自主的・自発的に、 まちづくり構想の策定や構想に基づく実践を展開し、さらにその動きがエリアマネジ メントなどの自立的・継続的な取組へとつながることで、市内の各地域が特色を持っ たまちへと持続的に発展することができる。

公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「公社」という。)は、市と連携協力し、このような地域まちづくりの必要性の高まりについての認識を市民等と共有し、地域まちづくり支援制度を活用することにより、多様な主体が一体となった地域まちづくり及び市民が行う創意工夫にあふれたまちづくりを推進するため、本要綱を制定するものである。

# (定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、名古屋市地域まちづくり推進要綱(以下「市推進要綱」という。)第2条に定める定義を準用する。
- 2 この要綱において「地域まちづくり支援制度」とは、地域まちづくり及び住民主体のまちづくり活動を総合的に推進する制度をいう。

#### (市民等の役割)

- 第3条 市民等は、多様な主体が一体となった地域まちづくり及び市民が行う創意 工夫にあふれたまちづくりを推進するために、地域まちづくり支援制度に主体的 に関わることによって、地域がより良いものとなるよう努めるものとする。
- 2 市民等は、市及び公社が行う多様な主体が一体となった地域まちづくり及び市 民が行う創意工夫にあふれたまちづくりの推進のための施策等について協力する ものとする。

#### (市及び公社の役割)

- 第4条 市及び公社は、第1条の目的を実現するため、多様な主体が一体となった 地域まちづくり及び市民が行う創意工夫にあふれたまちづくりの推進に関して次 の役割を担うものとする。
  - (1) 市内外の地域まちづくり支援制度に関する情報を収集し、関係部署間で共有すること。

- (2) 市民等に対して、地域まちづくり支援制度に関する情報を提供すること。
- (3) まちづくり組織の地域まちづくりに関する取組への支援及び同組織が自立的な組織として成長するための段階的な支援について、市と公社で連携協力すること。

# (市の施策等)

第5条 名古屋市は、地域まちづくり活動団体の登録・認定、地域まちづくりマネジメント認定、地域まちづくり実践提案等について市推進要綱第5条から第21条まで及び第23条に基づき実施するものとする。

# (公社の業務等)

- 第6条 理事長は、第4条に掲げる公社の役割を果たすため、次に掲げる業務を実施するものとする。
  - (1) 地域まちづくりアドバイザーの派遣
  - (2) 地域まちづくり活動助成
  - (3) 地域まちづくりカルテの作成
  - (4) 市推進要綱第5条から第16条までに規定する施策の運営補助
    - ア まちづくり組織からの登録認定事務に係る相談を受けること
    - イ 各種申請書及び届出書について、要件を具備することを確認した後収受 し、市へ送付すること
    - ウ 公表及びその変更、抹消等に係る事務
    - エ 活動報告書に係る事務
    - (5) その他、地域まちづくりに関する情報収集及び広報、定期相談の実施並びに交流機会の提供など地域まちづくりの推進に理事長が必要と認める業務
    - (6) 名古屋都市センターまちづくり活動助成金交付要綱第2章に規定するスタートアップ部門に関する業務
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる業務の詳細については、理事長が別に定める。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事 長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。